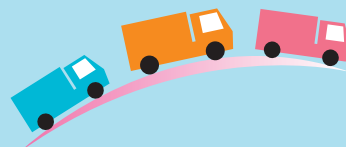


適正化事業 の概要

安全・安心なトラック輸送をめざして



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関

目 次

ごあいさつ	1
トラック運送事業の健全な発展を願って	
組織と事業	2
社会的要請に応えて誕生	
指導環境	4
8万4千を超える全事業所を指導対象に	
全国実施機関の役割	6
社会的ニーズに応える適正化事業の推進役として	
地方実施機関の役割	8
トラック運送事業者のグッド・パートナーとして	
適正化事業指導員の1日	10
適正化事業推進の中核を担って	
安全性優良事業所認定制度	12
安全・安心が見える信頼の「G」マーク	
地方適正化事業実施機関一覧	裏表紙



トラック運送事業の健全な発展を願って

トラック輸送は国内貨物輸送の9割以上を担うなど物流の基幹産業として、わが国の高度な経済活動や豊かな国民生活を根底から支えています。

東日本大震災においても、全国各地からトラックが集結して大量の緊急支援物資を輸送し、被災地へのライフラインとしての役割を果たしました。

それだけに公共性の高い事業であり、荷主・消費者ニーズの多様化・高度化に応える安全・安心な輸送サービスの提供は、社会的使命を帯びていると言ってもいいでしょう。

一方で、トラック運送事業をとりまく経営環境は、ここ数年の急激な原油高の影響や、一昨年秋以降の急激な内外の景気後退による荷動きの減少など非常に厳しい状態が続いております。

平成2年に施行された貨物自動車運送事業法に基づいて創設された貨物自動車運送適正化事業実施機関は、トラック運送業界がこうした社会的な要請に応えるための環境整備と業界の社会的地位向上のためにトラック運送事業の適正化に努めてまいりました。

平成15年からは、トラック運送業界全体の安全性向上に寄与するために「貨物自動車運送事業安全性評価事業」をスタートし、ますます適正化事業実施機関の活躍の場が広がり、重要性を帯びてきています。

トラック運送業界の健全な発展の一翼を担うという、適正化事業の使命を達成するため、これからもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
社団法人 全日本トラック協会
会長 星野 良三

社会的要請に応じて誕生

平成2年12月よりスタート

トラック運送事業の運営を適正かつ合理的なものにするとともに、民間団体等による自主的な活動を促進することにより事業の健全な発展を図ることを目的に、平成2年12月、「貨物自動車運送事業法」が施行されました。この事業法に基づき「貨物自動車運送適正化事業実施機関」（以下「実施機関」）が創設され、以来、トラック運送事業の健全な発展を図るため、適正化事業を推進してきました。

また、平成15年4月から「改正貨物自動車運送事業法」が施行されました。大きな改正点は、トラック運送事業の営業区域規制と運賃・料金の事前届出制の廃止、法令違反に対する罰則強化、実施機関の権限強化などにより事後チェック体制を強化することなどです。

さらに、国土交通省は、平成18年10月から運輸安全マネジメントの導入や監査の強化、運行管理制度の徹底など三位一体の安全対策に力を入れています。

地方と全国の実施機関

実施機関には地方と全国の実施機関があります。地方実施機関は、地方適正化事業を行う実施機関として各都道府県トラック協会が地方運輸局長より指定されています。

また、全国実施機関は、全国適正化事業を行う唯一の実施機関として社団法人全日本トラック協会が国土交通大臣より指定されています。

中立性・透明性のある組織体制

各実施機関では、適正化事業を実施するための組織体制を構築し、公正・着実な適正化事業の実施に努めています。

平成15年度には、地方評議委員会を設置するなど、組織・運営のより一層の中立性・透明性を図っています。

適正化事業のこれまでの歩み

平成2年12月

貨物自動車運送事業法の施行に伴い貨物自動車運送適正化事業がスタート。

事業者における遵法意識の啓発、違法行為を行っている事業者に対する指導、荷主に対する要請等の活動を行う事業を適正化事業と位置付け、これを推進するために、同法第43条により、全日本トラック協会は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下、全国実施機関という。）として、同法第38条により都道府県トラック協会は地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下、地方実施機関という。）として、運輸大臣（当時）の指定を受ける。

平成5年8月

適正化事業にかかわるシンボルマークを制定する。

平成6年3月

参議院の付帯決議により、適正化事業が3年を経過して運輸省に設置された「貨物自動車運送適正化事業実施機関の見直しに関する検討委員会」で検討した結果、今後ともトラック協会が実施機関として、適正化事業の推進にあたるのが適当との結論を得る。

平成7年3月

巡回指導調査・指導項目を73項目から特別積合せ事業43項目、一般事業38項目に整理統合するとともに、全国統一の重点指導項目を設定する。

平成11年9月

適正化事業指導員が巡回指導を行う際に、トラック運送業界の最新情報を提供するための情報紙「適正化情報」を創刊する。

平成13年4月

輸送秩序を阻害する行為の排除に向けた諸対策を講じるため、適正化事業委員会の下部組織として「輸送秩序に係る特別小委員会」を設置する。

平成15年4月

改正貨物自動車運送事業法において、地方実施機関は巡回指導調査や苦情解決等の地方適正化事業の実施に必要な限度においてトラック運送事業者に対して、説明や資料の提出を求めることができるなど、権限が強化される。

地方実施機関の組織・運営の一層の中立性・透明性を確保するため、地方実施機関毎に「地方評議委員会」を設置する。

巡回指導調査・指導項目を特別積合せ事業50項目、一般事業45項目に整理統合する。

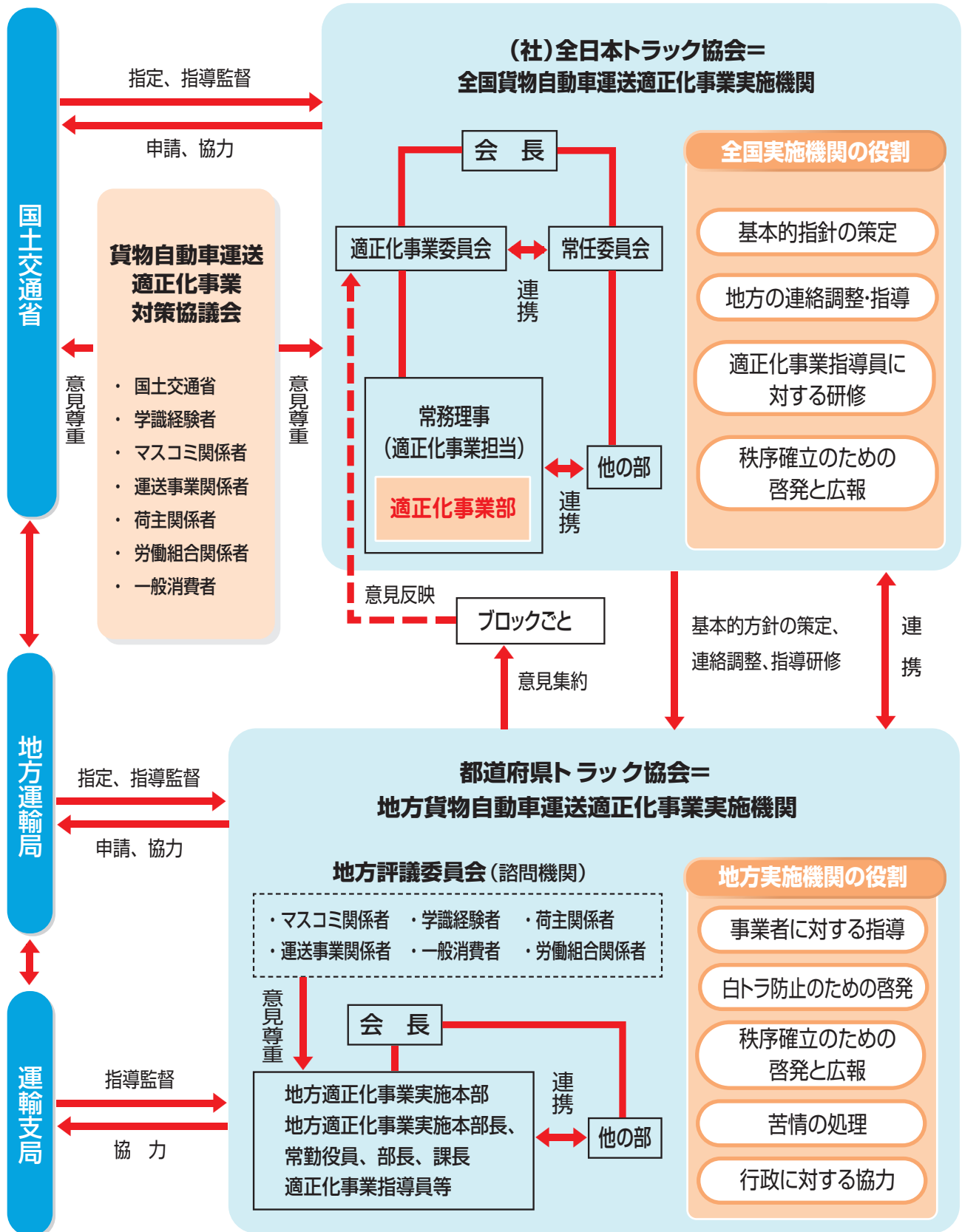
平成15年7月

利用者がより安全性の高い事業者を選び易くするとともに、事業者全体の安全性の向上に対する意識を高めるための環境整備を図るため、事業者の安全性を正當に評価・認定し、公表する、貨物自動車運送事業安全性評価事業がスタートする。

平成19年4月

巡回指導の効果的・効率的な実施等の観点から、巡回指導項目等について所要の見直しを行い、現行の50項目を、指導項目37と自主点検項目13に二分した。

適正化事業実施機関の組織とその役割



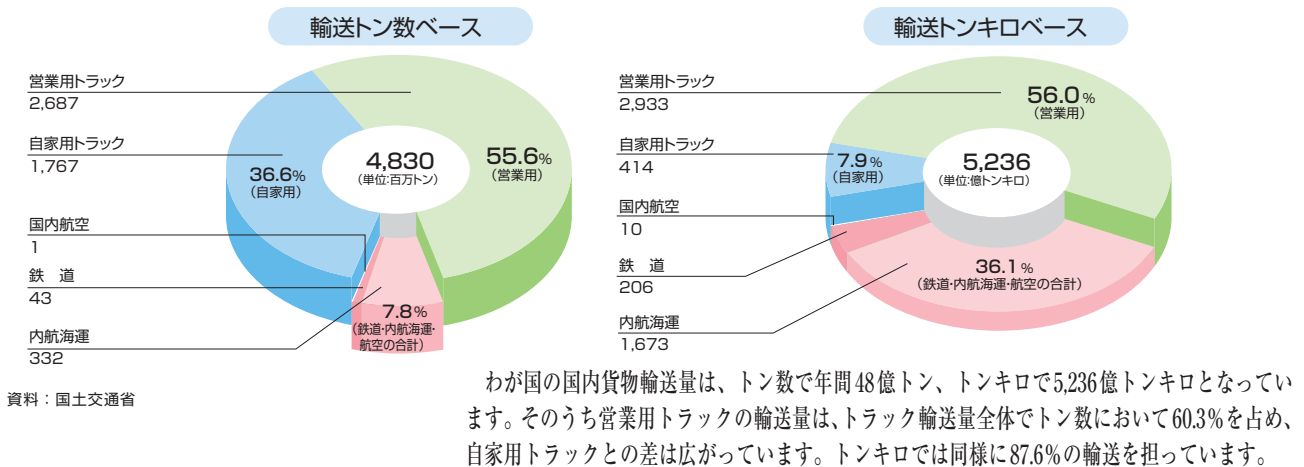
8万4千を超える全事業所を指導対象に

信頼されるトラック運送事業をめざして

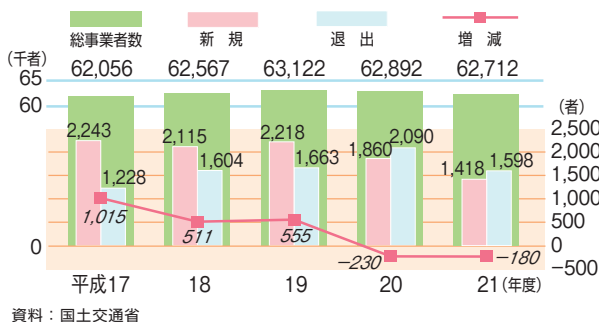
わが国のトラック輸送産業は、事業者数で6万2,712社、市場は13兆円超と、基幹産業としての確固たる地位を築いています。その一方で、99.9%が経営基盤が脆弱な中小企業で占めるという構造でもあります。適正化事業指導員は、トラック運送事業者が荷主企業や社会から信頼され、健全な発展ができるよう、全国で8万4,191事業所（平成22年10月末現在）を対象に巡回指導にあたっています。

● トラック運送事業者数	6万2,712社(平成22年3月末)
● 営業用トラック台数	136万1,336台(平成22年3月末)
● トラック運送事業従業員数	123万1,727人(平成21年3月末)
● トラック運送事業営業収入	13兆73億円(平成20年度)

年間貨物輸送量と輸送機関別分担率（平成21年度）

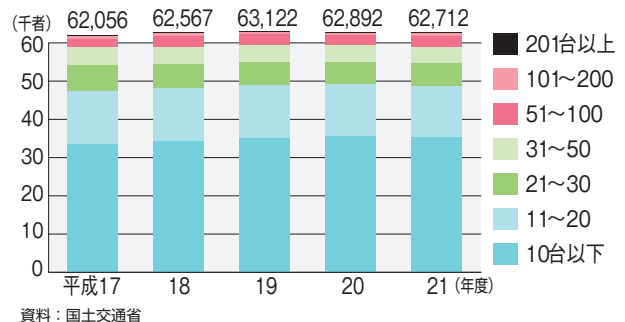


トラック運送事業への新規参入の推移（単位：者）



平成20年度以降の急激な内外の経済不況もあって全体のトラック運送事業者数は平成20年度以降2年連続して前年度より減少しています。

車両規模別事業者（単位：者）



トラック運送事業者の事業規模は、車両台数10台以下の事業者が全体の56.1%を占め、20台以下では77.6%になるなど、ほとんどが中小規模の企業という特性を有しています。

地方実施機関による指導実績の推移 (単位：件、台)

地方実施機関に配属されている適正化事業指導員の活動状況によると、平成22年度には2万8,619カ所の事業所に対し巡回指導を行い、パトロールに延べ7,802台が出動し、指導および啓発活動を行っています。

年 度		平成18	19	20	21	22
事業所への巡回指導	巡回件数(件)	30,549	31,174	31,859	29,436	28,619
	指導項目数(件)	163,801	148,164	148,411	139,399	120,396
パトロールによる指導	出動延台数(台)	7,706	7,129	7,046	7,477	7,802
	指導項目数(件)	395	207	35	40	20
啓発活動、関連会議、懇談会等の実施状況(回)		2,657	2,641	2,492	2,830	3,434
行政への通報(件)		680	318	287	300	270
苦情状況	事業者(件)	169	128	148	191	197
	荷主(件)	12	5	3	0	7
	一般消費者(件)	783	684	664	972	1,253

資料：全日本トラック協会

貨物自動車運送事業法・道路運送法の違反処分状況の推移(単位：件)

区分 年度	処分に係る違反内容					違反件数 合計
	名義貸し等	事業計画 変更	過労防止 違反	過積載防止 違反	その他の 違反	
平成18	17	601	1,005	405	4,563	6,591
19	28	557	974	266	3,847	5,672
20	10	708	1,266	277	5,001	7,262
21	11	720	1,428	138	7,289	9,586
22	13	652	1,333	128	6,395	8,521

資料：国土交通省

平成22年度の違反処分状況は、「名義貸し」を除く、「事業計画変更」「過労防止違反」「過積載防止違反」などで前年度より減少しています。

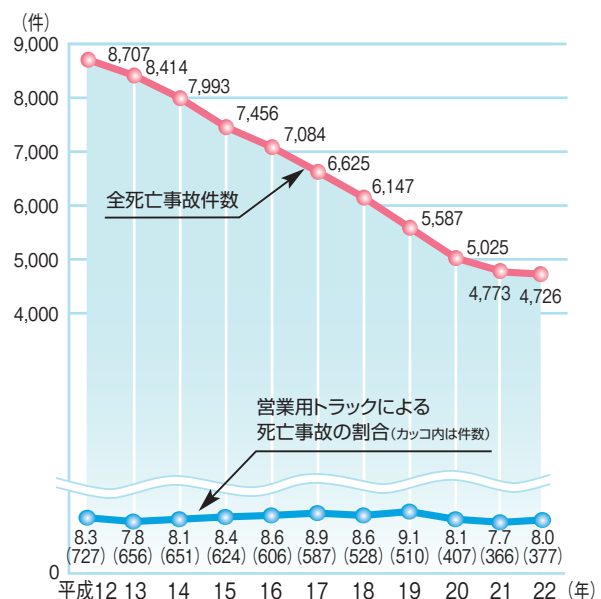
過積載違反の取締件数の推移(単位：件、%)

区分 年	道交法違反 取締件数	過 積 載 違 反					構成率	対前年比
		10割以上	5割以上 10割未満	5割未満	計			
平成17	8,939,678	1,801	5,145	4,331	11,277	0.1	▲22.3	
18	8,573,609	1,486	4,314	3,589	9,389	0.1	▲16.7	
19	8,480,056	1,498	4,345	3,545	9,388	0.1	▲0.0	
20	8,175,691	1,234	3,412	2,639	7,285	0.1	▲22.4	
21	8,345,760	1,022	2,830	2,268	6,120	0.1	▲16.0	

資料：警察庁 (注)：▲は減少を示す

過積載運行に対する取締りと罰則が強化された平成6年施行の改正道路交通法により、過積載違反は減少傾向にあります。平成21年の違反件数は前年より16.0%減っています。

死亡事故件数の推移(第1当事者 単位：件)



資料：警察庁交通局「交通統計」

(注)：グラフのなかの数字は全死亡事故件数に占める営業用トラックの割合(%)

平成22年の交通事故による死者数は4,863人となり10年連続で減少するとともに、過去最悪となった昭和45年の1万6,765人の3割弱にまで減少しています。営業用トラック(軽貨物を除く)が第1当事者となった死亡事故件数は377件で、10年前と比べ半減しています。

全国実施機関の役割

社会的ニーズに応える適正化事業の推進役として

／ 地方適正化事業をスムーズに ／

全国実施機関は、地方適正化事業の円滑化を図るために、毎年、事業活動の基本方針を策定し、連絡調整を行いながら、広報・啓発活動も行っています。また、トラック運送事業者に対し、アドバイスや経営・業務相談を行うことができる適正化事業指導員を育成する全国研修も実施しています。

また、平成15年度より、事業者の安全性を正に評価し、認定・公表する貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」を実施しています。(12～13頁に詳細を記載)

◆ 適正化事業指導員のための全国研修

適正化事業指導員の業務活動は事業計画、運行管理、車両管理、労務管理など多岐にわたっています。その調査・指導はもちろんのこと、トラック運送事業経営や業界の動向など、多くのことを把握していなければなりません。

そのため適正化事業指導員には高い資質と能力が求められます。全国実施機関では、地方実施機関の適正化事業指導員の資格制度を設けるとともに、豊富なメニューときめ細かな研修を行い、人材育成や資質向上に努めています。

・ 初級研修

適正化事業指導員を志す人のための初級研修では、貨物自動車運送事業法や労働基準関係法令を学ぶだけでなく、ベテラン指導員を事業者と見立て、巡回指導を模擬演習形式で行うなど実践教育も積極的に採用しています。



・ 専門研修

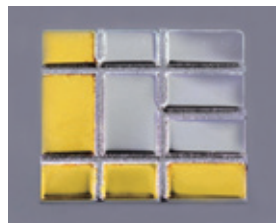
専門研修は、初級研修修了者を対象としています。ベテラン、中堅指導員のレベルアップを図るため専門知識を身につけてもらい、事業者の良きアドバイザーとしての役割を果たすことを第一の目標としています。

・その他の研修

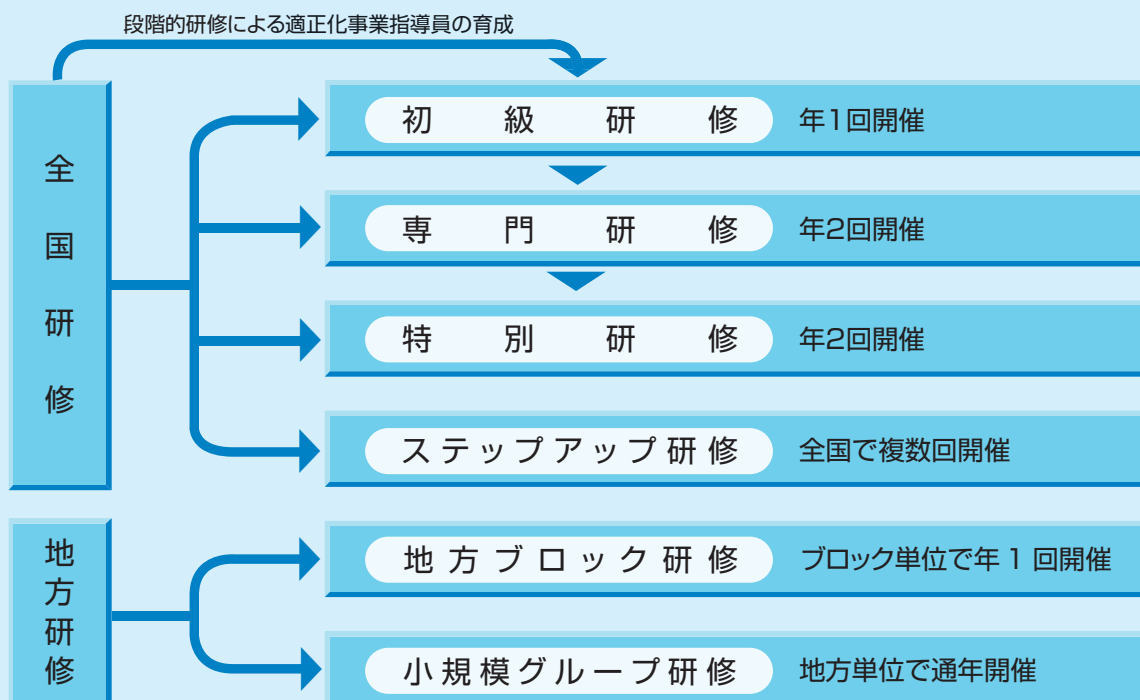
適正化事業に必要な、より専門的で実践的な特別研修やステップアップ研修など、各種研修を行っているほか、地域事情にふさわしいきめの細かい指導ができるよう、全国・地方実施機関による共同研修も実施しています。



適正化事業指導員が常に携帯している
バッジと身分証明書



研修の仕組み



トラック運送事業者のグッド・パートナーとして

全国で402名の適正化事業指導員が活躍

地方実施機関は、トラック運送事業者に対する指導、広報・啓発活動、苦情処理、関係行政機関への協力要請などを通して、適正化事業に取り組んでいます。そして現場で業務にあたっているのが、研修を修了した適正化事業指導員です。全国に402名(平成23年8月末現在)いる適正化事業指導員が、巡回指導などを通じて、それぞれの地域でトラック運送事業者の良きパートナーとして、また、アドバイザーとして活躍しています。

適正化事業指導員の主な仕事

・巡回指導

巡回指導ではトラック運送事業者に対する改善指導に加え、適正な事業経営の参考となる情報提供、優良事業所の事例なども紹介しています。巡回指導回数は、2年に1回を目標としていますが、改善が必要な事業所を優先的に実施するなど、柔軟な取り組みを行っています。

・街頭パトロール

輸送の安全を確保するため、過積載運行や速度超過、駐車違反などを防止するため、パトロールや行政が実施する街頭検査にも積極的に参加し、違反行為をしないよう直接ドライバーに呼びかけています。

・苦情処理

引越輸送、宅配便などに関する一般消費者、荷主、トラック運送事業者からの問い合わせや苦情などに対応し、解決に努めています。

・過積載防止対策

過積載運行の防止を最重点指導項目のひとつとして指導にあたっています。また、警察などの協力を得て一般国道などで「過積載運行防止キャンペーン」を実施するとともに、関係行政機関や荷主企業を交えた連絡会議や懇談会を開くなど、さまざまな対策が講じられています。

・新規事業者向けの講習会

新規事業者に対して、関係行政機関と連携して講習会を開き、法令から運行管理、労働基準法、法定福利など、トラック運送事業者として最低限必要な知識について説明しています。

・既存事業者向けの各種講習会

直接、事業にかかわる法令などの改正について、専門家を招いてポイントを解説してもらったり、運行・整備管理者を対象に事故防止や省エネ対策などのテーマで、より実務的な講習内容にするなど、タイムリーで工夫を凝らした各種講習会を開いています。

・安全総点検

繁忙期前に輸送の安全を確保するため、安全総点検を実施し、ドライバーや作業員向けに運行上の安全対策や貨物の積載方法などについて徹底した指導を行っています。

・荷主懇談会

荷主企業とトラック運送事業者の相互理解を深めることを目的とした懇談会が定期的に行われています。交通安全、輸送秩序、効率輸送などをテーマに、輸送品目ごと、あるいは地域ごとに、トラック輸送に対する理解と協力を求めています。

・荷主企業への協力要請

荷主企業による不当な運賃・料金の引き下げ要求については、トラック運送事業者からの苦情を受けて、荷主企業に対し適正運賃についての理解と協力要請を行っています。また、不公正取引の是正に向けた関係行政機関との連絡会議なども開催しています。



指導項目

事業計画等

- 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。
- 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。
- 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。
- 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。
- 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。
- 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等) (本社巡回に限る。)
- 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。
- 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。

帳票類の整備、報告等

- 事故記録が適正に記録され、保存されているか。
- 自動車事故報告書を提出しているか。
- 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。
- 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。
- 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る。)

運行管理等

- 運行管理規程が定められているか。
- 運行管理者が選任され、届出されているか。
- 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。
- 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。
- 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。

- 過積載による運送を行っていないか。
- 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。
- 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。
- 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。
- 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。
- 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。
- 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。
- 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。

車両管理等

- 整備管理規程が定められているか。
- 整備管理者が選任され、届出されているか。
- 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。
- 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。
- 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。

労基法等

- 就業規則が制定され、届出されているか。
- 36協定が締結され、届出されているか。
- 労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。
- 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。

法定福利

- 労災保険・雇用保険に加入しているか。
- 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。

適正化事業指導員の1日

適正化事業推進の中核を担って

巡回指導に従事する適正化事業指導員

トラック運送事業者から信頼されるグッド・パートナーとして、日々、業務に精励する適正化事業指導員。トラック運送事業者への巡回指導を中心に適正化事業推進の中核を担っています。その地方適正化事業実施機関の適正化事業指導員のある一日を追って、その活動を紹介します。



・巡回指導は2人1組で

巡回指導は、基本的に2人1組で行っています。それぞれが巡回指導車に乗って巡回指導先に向かいます。日頃から事業者さんへはエコドライブの実践などをお願いしていますが、適正化事業指導員自らが指導車にハイブリッド車を使用するなど、環境保全への配慮を率先して心掛けています。

・綿密な計画にそって効率的に

事業所の巡回指導は、2年に1回を目安に計画的に実施しています。実施機関内では、指導実績の報告や連絡、調整など綿密に打ち合わせをします。今日の予定は、午前は通常巡回で2年ぶりにお邪魔する事業者さん。そして、午後からは、安全性優良事業所認定制度へ2度目の申請を行った事業所さんへ、申請内容の確認等を行う巡回指導を行うことになっています。



・1日2カ所を訪問

遠隔地など特殊な場合を除いて、1日の巡回指導は基本的に2件です。訪問先には文書などで事前にアポイントメントをとってあります。玄関先で事業者さんからの出迎えを受け「お待ちしております」の一言。お願いしていた資料も事前に揃えてあり、さっそく、巡回指導に取り掛かります。



・公正で的確な指導

37の指導項目と13の自主点検項目について、新・巡回指導マニュアルに則って所定の指導を行います。各種帳票類が整備されているかなど、資料の提示や説明を受けながら順調に予定通り調査を終えました。時には、事業者さんから、書類の記入の方法や整備の仕方について質問を受けたりします。今日は、点呼簿の正確な記入の仕方について相談を受け、丁寧にアドバイスしました。また、適正化事業指導員からも不正軽油撲滅のチラシを渡しをお願いしたり、行政からの通達をお知らせしたりと、コンサルタント業務を行うことも少なくありません。



・指導以外に現場学習も

顔なじみのドライバーと久しぶりに出会えば、コミュニケーションも弾みます。また普段、なかなか見る機会のない、点呼や日常点検など現場の勉強をさせてもらうこともあります。この事業者さんの構内では、新型車のオイル交換を見せてもらいました。さらに、先進的・模範的な事例に遭遇すれば、他の事業者さんへのアドバイスの参考にさせてもらうときもあります。



安全性優良事業所認定制度

安全・安心が見える信頼の「G」マーク

安全性優良事業所とは

荷主企業がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（社団法人 全日本トラック協会）が厳しい評価をし、認定した事業所です。

Gマークは安全性優良事業所のみに与えられる安全・安心・信頼の証しです。

◆ キメ細かな認定対象

安全性優良事業所の認定の対象となるのは会社単位ではなく、事業所単位です。現在、全国で17,115事業所（平成24年3月14日現在）のトラックがGマークを付けて走っています。認定の有効期間は2年間で、最長4年間です。

◆ 公平な評価

申請書類等は、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（都道府県トラック協会）で受け付け、全国実施機関で審査を行い、安全性評価委員会で公平に評価されます。委員会は、学識経験者、労働組合関係者、荷主団体、マスコミ、一般消費者、国土交通省職員及び全国実施機関担当役員で構成されています。

◆ 3テーマ38項目の厳しい評価

「安全性に対する法令の遵守状況」「事故や違反の状況」「安全性に対する取組の積極性」の3テーマに38の評価項目が設けられています。100点満点中評



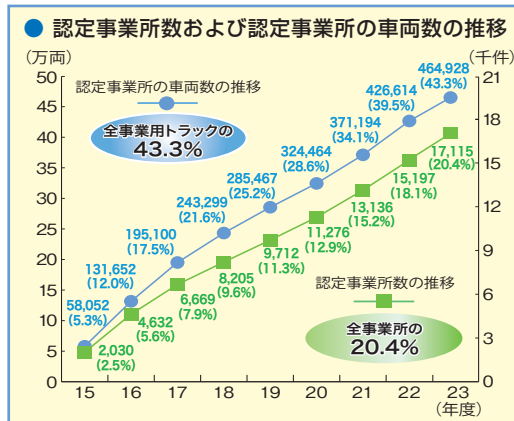
価点数の合計点が80点以上（「安全性優良事業所認定制度スキーム」参照）を取得し、社会保険等の適正加入などその他の認定要件を満たした事業所が「安全性優良事業所」として認定されます。



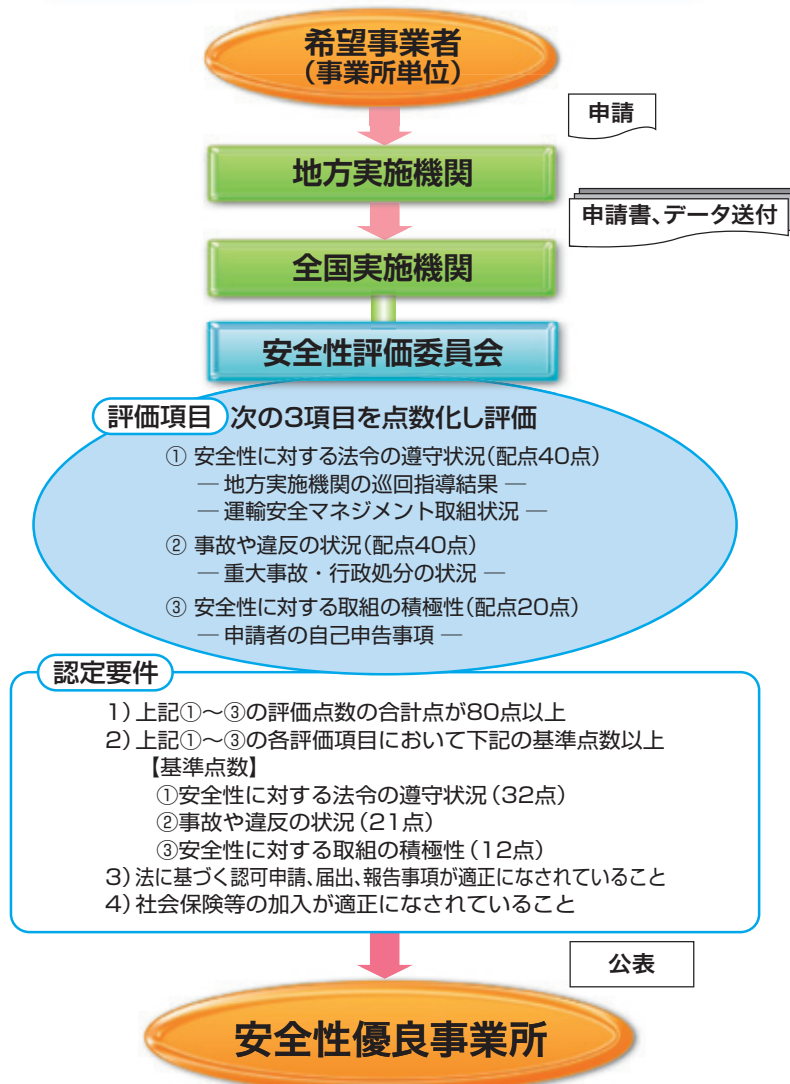
認定証やGマークステッカーを掲示して
安全性優良事業所をPR



Gマークを貼付したトラック



安全性優良事業所認定制度スキーム



(社)日本経済団体連合会「安全運送に関する荷主としての行動指針」(平成15年10月21日策定)より抜粋

1.	法令を遵守し、運送事業者に対して、過積載や高さ制限違反等の法令違反となるような要求はしない。
2.	運送事業者の選定にあたっては、ISO9001基準や 安全性優良事業所認定制度 などの客観的な基準を積極的に活用する。
3.	法令違反を繰り返す運送事業者に対しては、取引の停止などを含め、毅然とした態度で臨む。
4.	運送事業者との協力のもと、安全運送に関する定期的な協議・会合の実施、安全パンフレットの配布など安全運送の確保と啓蒙活動に努める。

「安全性優良事業所認定制度」は、産業界も注目しています。

◆安全性優良事業所に係るインセンティブ

国土交通省	違反点数の消去	通常、違反点数は3年間で消去されますが、違反点数付与後2年間違反点数の付与のない場合、当該違反点数を消去できます。
	IT点呼の導入	対面点呼に代えて、国土交通大臣が定める設置型または携帯型のカメラを有する機器による営業所間または営業所と車庫間での点呼が可能となります。
	点呼の優遇	2地点間を定時で運行する形態の場合の他営業所における点呼、同一敷地内に所在するグループ企業間における点呼が承認されます。
	補助条件の緩和	CNGトラック等に対する補助について、最低台数要件が3台から1台に緩和されます。
損保会社	保険料の割引	損害保険会社の一部企業では、独自の保険料割引を適用しています。

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関一覧

実施機関名	郵便番号	所在地	電 話	FAX
北海道貨物自動車運送適正化事業実施機関	064-0809	札幌市中央区南9条西1-1-10	011-551-1357	011-521-5810
札幌事務所	065-0028	札幌市東区北28条東1-2-8	011-751-4313	011-712-4206
函館事務所	041-0824	函館市西桔梗町555-32	0138-49-1777	0138-49-1659
室蘭事務所	050-0081	室蘭市日の出町3-4-11	0143-44-0993	0143-45-8024
旭川事務所	079-8442	旭川市流通団地2-4	0166-48-7244	0166-47-5079
帯広事務所	080-2459	帯広市西19条北2-4	0155-36-8575	0155-35-4614
釧路事務所	084-0906	釧路市鳥取大通6-1-4	0154-51-3108	0154-52-4019
北見事務所	090-0835	北見市光西町167	0157-24-4833	0157-24-8613
青森県貨物自動車運送適正化事業実施機関	030-0111	青森市大字荒川字品川111-3	017-729-2000	017-729-2266
岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関	020-0891	紫波郡矢巾町流通センター南2-9-1	019-637-2171	019-638-5010
宮城県貨物自動車運送適正化事業実施機関	984-0015	仙台市若林区卸町5-8-3	022-238-2721	022-238-4336
秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関	011-0904	秋田市寺内蛭根1-15-20	018-863-5331	018-863-7354
山形県貨物自動車運送適正化事業実施機関	990-0071	山形市流通センター4-1-20	023-633-2332	023-633-0989
福島県貨物自動車運送適正化事業実施機関	960-0231	福島市飯坂町平野字若狭小屋32	024-558-7755	024-558-7731
茨城県貨物自動車運送適正化事業実施機関	310-0851	水戸市千波町字千波山2472-5	029-243-1422	029-243-5936
栃木県貨物自動車運送適正化事業実施機関	321-0169	宇都宮市八千代1-5-12	028-684-5882	028-684-5889
群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関	379-2194	前橋市野中町595	027-261-0244	027-261-7576
埼玉県貨物自動車運送適正化事業実施機関	330-8506	さいたま市大宮区北袋町1-299-3	048-645-2774	048-631-2006
千葉県貨物自動車運送適正化事業実施機関	261-0002	千葉市美浜区新港212-10	043-302-1980	043-247-2691
東京都貨物自動車運送適正化事業実施機関	160-0004	新宿区四谷3-1-8	03-3359-4138	03-3359-6009
神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関	222-8510	横浜市港北区新横浜2-11-1	045-471-5877	045-471-5536
山梨県貨物自動車運送適正化事業実施機関	406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561	055-263-2036
新潟県貨物自動車運送適正化事業実施機関	950-0965	新潟市中央区新光町6-4	025-285-1717	025-285-8455
長野県貨物自動車運送適正化事業実施機関	381-8556	長野市南長池710-3	026-254-5151	026-254-5155
富山県貨物自動車運送適正化事業実施機関	939-2708	富山市婦中町島本郷1-5	076-495-8800	076-495-1600
石川県貨物自動車運送適正化事業実施機関	920-0226	金沢市栗崎町4-84-10	076-239-2511	076-239-2287
福井県貨物自動車運送適正化事業実施機関	918-8115	福井市別所町第17号18-1	0776-34-1713	0776-34-2136
岐阜県貨物自動車運送適正化事業実施機関	501-6133	岐阜市日置江2648-2	058-279-3771	058-279-3773
静岡県貨物自動車運送適正化事業実施機関	422-8510	静岡市駿河区池田126-4	054-283-1920	054-283-1917
愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関	470-0217	みよし市福谷町西の洞21-127	0561-76-2242	0561-76-3033
三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関	514-8515	津市桜橋3-53-11	059-227-6767	059-225-2095
滋賀県貨物自動車運送適正化事業実施機関	524-0104	守山市木浜町2298-4	077-585-8080	077-585-8015
京都府貨物自動車運送適正化事業実施機関	612-8585	京都市伏見区竹田向代町48-3	075-671-3175	075-661-0062
大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関	536-0014	大阪市城東区嶋野西2-11-2	06-6965-4024	06-6965-1902
兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関	657-0043	神戸市灘区大石東町2-4-27	078-882-5556	078-882-5565
奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関	639-1037	大和郡山市額田部北町981-6	0743-23-1200	0743-56-2228
和歌山県貨物自動車運送適正化事業実施機関	640-8404	和歌山市湊1414	073-422-6771	073-422-6121
鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関	680-0006	鳥取市丸山町219-1	0857-22-2694	0857-27-7051
島根県貨物自動車運送適正化事業実施機関	690-0001	松江市東朝日町194-1	0852-21-4272	0852-22-4408
岡山県貨物自動車運送適正化事業実施機関	700-8567	岡山市北区青江1-22-33	086-234-8211	086-234-5600
広島県貨物自動車運送適正化事業実施機関	732-0052	広島市東区光町2-1-18	082-264-1539	082-261-2496
山口県貨物自動車運送適正化事業実施機関	753-0812	山口市宝町2-84	083-922-0978	083-925-8070
徳島県貨物自動車運送適正化事業実施機関	770-0003	徳島市北田宮2-14-50	088-632-8810	088-632-4701
香川県貨物自動車運送適正化事業実施機関	760-0066	高松市福岡町3-2-3	087-851-6381	087-821-4974
愛媛県貨物自動車運送適正化事業実施機関	790-8552	松山市南江戸1-6-3	089-924-1069	089-924-4260
高知県貨物自動車運送適正化事業実施機関	780-8016	高知市南の丸町5-17	088-832-3499	088-831-0630
福岡県貨物自動車運送適正化事業実施機関	812-0013	福岡市博多区博多駅東1-18-8	092-451-7846	092-451-7964
佐賀県貨物自動車運送適正化事業実施機関	849-0921	佐賀市高木瀬西3-1-22	0952-36-6653	0952-36-6658
長崎県貨物自動車運送適正化事業実施機関	851-0131	長崎市松原町2651-3	095-838-2281	095-839-8508
熊本県貨物自動車運送適正化事業実施機関	862-0901	熊本市東町4-6-2	096-369-3968	096-369-1194
大分県貨物自動車運送適正化事業実施機関	870-0905	大分市向原西1-1-27	097-558-6311	097-552-1591
宮崎県貨物自動車運送適正化事業実施機関	880-8519	宮崎市恒久1-7-21	0985-53-6767	0985-53-2285
鹿児島県貨物自動車運送適正化事業実施機関	891-0131	鹿児島市谷山港2-4-15	099-261-1167	099-262-5500
沖縄県貨物自動車運送適正化事業実施機関	900-0001	那覇市港町2-5-23	098-863-0280	098-863-3591

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関 社 団 法 人 全 日 本 ト ラ ッ ク 協 会

〒163-1519 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー19階

☎03-5323-7245 ☎03-5323-7230

ホームページ <http://www.jta.or.jp/>